

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について(通知)

(平成22年5月14日)

(社援発0514第1号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」(平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日より適用することとしたので、了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づき、平成23年6月に支給されることとなる子ども手当の収入認定方法については、追って通知する。

(ワープロ表示)

新旧対照表

改正後	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領	中国残留邦人等の円滑な帰国援に関する法律による支援給
第1～第6 略	第1～第6 略
第7 収入の認定	第7 収入の認定
1～2 略	1～2 略
3 認定指針	3 認定指針
(1) 略	(1) 略
(2) 就労に伴う収入以外の収入	(2) 就労に伴う収入以外
ア 年金収入 略	ア 年金収入 略
イ 年金以外の公的給付金等の収入	イ 年金以外の公的給
(ア)～(イ) 略	(ア)～(イ) 略
(ウ) 収入額の月額算定は次のとおり行うこと。	(ウ) 収入額の月額
a 支援給付の開始時においては、原則として直近の受給額を受給月から次回受給月の前月までの月数で除した額を基に月額を算定すること。なお、直近月において既に当該給付金等による収入を得ていない場合については、収入認定を行う必要はないものであること。	a 支援給付の開受給額を受給月から次回受給基に月額を算定すること。な金等による収入を得ていない必要はないものであること。
b 被支援世帯については、毎年6月に前年1年分の収入総額(既に当該給付金等を得ていない場合については支援給付受給前に受領した額を除く)を12で除した額を基に月額を算定すること。	b 被支援世帯にる入総額(既に当該給付金等を受給前に受領した額を除く)を
ただし、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律による子ども手当については、子ども手当を受給している年に収入認定を行うこととし、実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの月数で除した額を当該期間の	

収入の月額として算定すること。	
c～d 略 ウ～カ 略 (3)～(4) 略	c～d 略 ウ～カ 略 (3)～(4) 略
第8～第10 略	第8～第10 略

[参考]

[改正後全文]

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について

(平成20年3月31日)

(社援発第0331008号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

改正 平成21年 1月 5日社援発第0105009号

同 21年 3月31日同 第0331043号

同 21年 6月 1日同 第0601002号

同 21年10月30日同1030第 4号

同 22年 3月31日同0331第 1号

同 22年 5月14日同0514第 1号

標記については、別紙のとおり定めることとしたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領によることとされたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項に規定による処理基準であることを申し添える。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」の一部改正について(通知)

(平成22年5月14日)

(社援発0514第1号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」(平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日より適用することとしたので、了知の上、支援給付の実施に遺漏のないよう配意されたい。

なお、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づき、平成23年6月に支給されることとなる子ども手当の収入認定方法については、追って通知する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領

第1 世帯の認定

この通知における世帯とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「支援法」という。)第13条に定める特定中国残留邦人等(以下「特定中国残留邦人等」という。)及び第14条に定めるその者の配偶者(以下「その者の配偶者」という。)で構成される家族の単位を指す。同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいう

こと。

- (1) 出かせぎしている場合及び就労のため他の土地に寄宿している場合
 - (2) 病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。2の(4)(エを除く。)及び(5)並びに第2の2において同じ。)している場合
 - (3) 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合
 - (4) その他(1)から(3)までのいずれかと同様の状態にある場合
- 2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差し支えないこと。
- ただし、これらのうち(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(5)又は(6)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(5)又は(6)に該当する者とともに分離の対象として差し支えない。
- (1) 支援給付を必要とする者(以下「要支援者」という。)が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき(直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が支援給付を必要とする世帯(以下「要支援世帯」という。)となる場合に限る。)
 - (2) 支援給付を要しない者が支援給付を受けている世帯(以下「被支援世帯」という。)に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であつて、同一世帯として認定することが適当でないとき(当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。)
 - (3) 要支援者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合であつて、当該要支援者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
 - (4) 次に掲げる場合であつて、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき
 - ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
 - イ 出身世帯に配偶者が属している精神疾患に係る患者又は中枢神経系機能の全廃若しくはこれに近い状態にある者であつて入院又は入所の期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
 - ウ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であつて、入院又は入所期間がすでに3年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
 - エ ア、イ若しくはウに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合
 - オ イ、ウ又はエに該当することにより世帯分離された者が退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
- (5) (4)のア、イ、ウ又はオ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)
 - (6) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であつて、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき
 - (7) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設(障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者療護施設並びに同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。)又は児童福祉施設(知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に限る。)の入所者(障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。)と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合(支援給付を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要支援世帯となる場合に限る。)

第2 実施責任

支援給付の実施責任は、要支援者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要支援者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していることが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

- 1 生活保護を受給していた者が新たに支援給付へ移行したとき(保護の廃止と同時に転居する場合を除く。)は、当該保護の廃止時点における保護の実施機関が引き続き支援給付の実施責任を負う。なお、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村において保護の実施機関と支援給付の実施機関が異なる場合においては、当該保護の実施機関を所管する都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村における支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負う。
- 2 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。
 - (1) 支援給付を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療支援給付若しくは介護支援給付又は入院若しくは入所に伴う生活支援給付の適用について、支援給付の申請又は支援給付の申請権者からはじめて支援給付の実施機関に連絡のあった時点における、要支援者の現在地(ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する支援給付の実施機関に対し申請又は連絡を行うことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに支援給付の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。)を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任を負うこと。
 - (2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されるときは、入院又は入所前の居住地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任(居住地保護の例による。)を負うこと。
 - (3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失い、又は入院若しくは入所後(入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後)3か月以内に入院又は入所を原因として居住地を失った者(入院又は入所後3か月を経過した後において支援給付の申請をした者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。)については、入院又は入所前の居住地を所管する支援給付の実施機関が、支援給付の実施責任(現在地保護の例による。)を負うこと。
- 3 居住地のない支援給付を受けている者(以下「被支援者」という。)又は要支援者について、支援給付の実施機関が所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合(支援法による医療支援給付を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に支援給付の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。)には、当該医療の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任(2の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 4 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、支援法による介護支援給付を適用されている被支援者が、当該支援給付の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護支援給付の継続中従前の支援給付の実施機関が、なお支援給付の実施責任(2の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。
- 5 単身の被支援者(入所と同時に支援給付を開始される者を含む。)が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の支援給付の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の支援給付の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における支援給付の実施機関にあるものとする。
- 6 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中(保護施設通所事業については1年以内に限る。)、当該施設に入所していたときの支援給付の実施機関が引き続き支援給付の実施責任を負うこと。
- 7 被支援者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の支援給付の実施機関が従前どおり支援給付の実施責任を負うこと。
- 8 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に支援給付を開始されるときはその者に対する支援給付の実施責任は、当該施設に入所中その者に

対し支援給付の実施責任を負う支援給付の実施機関にあるものとする。

9 支援給付を受けていない介護老人福祉施設入所者から支援給付の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。

10 被支援者が障害者自立支援法に規定する障害者支援施設(障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設並びに同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設を含む。)に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居(同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する知的障害者通勤寮を含む。)に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の支援給付の実施機関が従前どおり支援給付の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、13の(1)の取扱いに抛らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

11 (削除)

12 支援法第14条第4項においてその例によるとされた生活保護法(以下「生活保護法」という。)第18条第2項第1号の規定の例により、死亡した被支援者の葬祭を行う者に対する葬祭支援給付の実施責任は、死亡した被支援者に対する支援給付の実施機関が負うものとする。

13 居住地又は現在地の認定は次によること。

(1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときはその帰住地を現在地とみなすこと。

なお、帰住地がないか、又は明らかでない場合は、当該刑務所の所在地を現在地とみなすこと。また刑の執行停止を受けた者についても、これに準ずること。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負い、現在地支援を行うこと。

ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差し支えない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第3 資産の活用

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分するうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

処分することができないか、又は著しく困難なもの

売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

社会通念上処分させることを適当としないもの

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。

ただし、保有の限度をこえる資産であっても、上記 から までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は

更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金(生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。)の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。

ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用(植林事業を除く。)又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要支援世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要支援給付推定期間(おおむね3年以内とする。)における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内(事業用設備については3年以内)に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 判断規準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であつて、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

第4 扶養義務の取扱い

要支援者に支援給付における扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めよう、要支援者を指導すること。

また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を支援給付に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 支援給付の申請があつたときは、要支援者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要支援者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの

(ア) 現に当該要支援者又はその世帯に属する者を扶養している者

(イ) 過去に当該要支援者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

(2) 扶養義務者の範囲は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)(以下「生活保護法実施要領」という。)第5の1の(2)と同じであること。

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者のうち同居している者については、第7によりその収入を把握すること。

(2) その他の扶養義務者については、その職業、収入等につき要支援者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては金銭的な扶養の可能性のほか、被支援者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等(以下「精神的な支援」という。)の可能性についても確認するものとする。

(3) (2)のうち夫婦の関係にある者については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

ア 調査対象者が支援給付の実施機関の管内に居住する場合には実地につき調査すること。

調査対象者が支援給付の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する支援給付の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、調査対象者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する支援給付の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要支援者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた支援給付の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、調査対象者に要支援者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわた

らないよう留意すること。

(4) (2)のうち特定中国残留邦人等本人の直系卑属の関係にある者であって扶養の可能性が期待できる者については実施機関側から直接照会する方法はとらず、要支援者本人に対し当該扶養義務者からの扶養及びその他の支援を求めるよう指導すること。

(5) (2)のうち夫婦の関係にある者、及び特定中国残留邦人等本人の直系卑属の関係にある者以外の者であって扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。

ア 調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差し支えないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において調査対象者に対して直接照会することが真に適当でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要支援者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要支援者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(6) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要支援者と扶養義務者との関係が一義的であるので、(4)以外の場合においても、要支援者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(7) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 夫婦関係(第1の2の(4)のイ、ウ若しくはオ又は同(7)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。)においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、ウ若しくはオ又は同(7)に該当することによって世帯分離された夫婦並びに直系血族、兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

(8) 扶養の程度の認定にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 扶養義務者が要支援者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養の履行について

(1) 夫婦関係にある者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要支援者にその申立てを行わせることが適当でない判断されるときは、社会福祉主事が要支援者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(2) (1)の場合において、必要があるときは、(1)の手續の進行と並行してとりあえず必要な支援給付を行い家庭裁判所の決定があった後、生活保護法第77条の規定の例により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、支援給付に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、生活保護法第77条の規定の例による費用徴収を行うにあたっては、扶養権利者が支援給付を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(3) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに調査のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、夫婦関係にある者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

第5 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者自立支援法

- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 (削除)
- 13 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 14 公害健康被害の補償等に関する法律
- 15 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 16 健康保険法
- 17 厚生年金保険法
- 18 恩給法
- 19 各共済組合法
- 20 雇用保険法
- 21 労働者災害補償保険法
- 22 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 23 国民健康保険法
- 24 国民年金法
- 25 高齢者の医療の確保に関する法律
- 26 介護保険法
- 27 児童扶養手当法
- 28 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 29 児童手当法
- 30 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 31 未帰還者留守家族等援護法
- 32 引揚者給付金等支給法
- 33 自動車損害賠償保障法
- 34 墓地、埋葬等に関する法律
- 35 自作農維持資金融通法
- 36 母子及び寡婦福祉法
- 37 母子保健法
- 38 学校保健安全法
- 39 生活福祉資金

第6 最低生活費の認定

最低生活費は、要支援者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別な需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要支援者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被支援者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべて賄うべきものであること。

実施機関は、支援給付の実施にあたり、被支援者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

臨時的最低生活費(一時支援給付)

臨時的最低生活費(一時支援給付)は、次に掲げる特別な需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被支援者が計画的に、順次更新していくべきものであるから、一時支援給付の認定にあたっては、十分留意すること。

- a 出生、入学、入退院等による臨時的な特別な需要
- b 日常生活の用を弁ずることができない長期療養者について臨時的に生じた特別な需要
- c 新たに支援給付開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別な需要
- d (削除)

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2(一般生活

費)に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

- (1) 葬祭支援給付については、葬祭地の級地基準によること。
- (2) 旅先等で急迫支援給付を必要とする場合は、当該要支援者の現在地の級地基準によること。

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき(支援給付受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。)における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号。以下「生活保護法の基準」という。)別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

イ 同一の月において救護施設等基準生活費(生活保護法の基準別表第1第1章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。)と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ウ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

エ ア、イ及びウによるほか、出かせぎ等により1か月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付き添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差し支えない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、その25パーセントに相当する額を計上すること。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時支援給付費又は各種加算については、その期間当該被支援者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 救護施設等基準生活費(期末一時支援給付費及び各種加算を含む。)は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差し支えないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、生活保護法の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯人員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、サ及び第6の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

コ 次に掲げる施設は、生活保護法の基準別表第1第1章の3の表中の「これらに準ずる施設」として取り扱うこと。

東京都心身障害者職能開発センター職業訓練部門

サ 生活保護法の基準別表第1第1章の3の表中、次に掲げる施設の入所者については、「食費として施設に支払うべき額」は、月額42,600円の範囲内において必要な額とし、当該入所者が給食を受けない場合は、これに替えて居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額の合計額を計上すること。

また、利用料(室料と同等の内容のものに限る。)を施設に支払う必要がある場合には、月額25,000円の範囲内において必要な額を計上して差し支えないこと。

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(精神障害者福祉ホームを除く。)

(2) 加算

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は支援給付の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこと。

- (イ) 支援給付受給中の者につき、妊娠月数が月の中で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行うこと。
 - (ウ) 産婦加算を行う期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については6か月間とし、その他の者については3か月間とすること。
 - (エ) (ウ)の規定にかかわらず、支援給付受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行い、翌月から5か月間(専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については2か月間)を限度として産婦加算を行うこと。
 - (オ) 妊娠4か月以後において人工妊娠中絶を行った場合及び死産(妊娠4か月以後の死児の出産)の場合には、3か月間(支援給付受給中の者については翌月から2か月間)産婦加算を行うこと。
 - (カ) 妊婦又は産婦から支援給付の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行うこと。
- イ 障害者加算
- (ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。
 - (イ) 身体障害者手帳、国民年金証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、支援給付の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。
 - (ウ) 支援給付受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。
ただし、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行って差し支えないこと。
 - (エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。
なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。
 - (オ) 介護をつけるための費用が、生活保護法の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,730円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- ウ 介護施設入所者加算
- 月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。
- エ 在宅患者加算
- (ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行って差し支えないこと。
 - (イ) 結核患者であって現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6か月の期間ごとに行うこと。
 - (ウ) 支援給付受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
- オ 放射線障害者加算
- (ア) 支援給付受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
 - (イ) 生活保護法の基準別表第1第2章の5の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、支援給付の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の支援給付適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。
 - a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
 - b (1)のイ又は(2)のイの別
 - c 負傷又は疾病の名称
 - d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
 - e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要

- f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量
- カ 児童養育加算
支援給付受給中の者について、月の中途で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
- キ 介護保険料加算
 - (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。
 - (イ) 介護保険料加算が年金から特別徴収される場合には、特別基準の設定があったものとして、当該徴収額を当該年金の支給月から次回の支給月の前月までの各月に分割して認定すること。
 - (ウ) 月の中途で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。
- ク 母子加算
 - (ア) 生活保護法の基準別表第1第2章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にある」場合は、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができないうものをいうものであること。
 - a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
 - b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
 - c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3か月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合
 - (イ) 支援給付受給中の者について、月の中途で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
 - (ウ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。
なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。
 - (エ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年以上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき又は他に養育に当たるとあるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差し支えないこと。
- (3) 入院患者の基準生活費の算定について
 - ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時支援給付費は算定するものとする。
 - イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、居宅基準生活費の第1類の経費に75パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第2類の表に定める基準額に20パーセントを乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時支援給付費を加えた額)とする。
 - ウ 支援給付受給中の者(生活保護から支援給付に移行する場合を含む)について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。
 - エ 支援給付受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。
 - オ 支援給付の開始された日(生活保護から支援給付に移行する場合を除く)又は支援給付を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。
 - カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。
 - キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する

場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として生活保護法の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額の全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額)を計上すること。

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時支援給付費は算定するものとする。

イ 支援給付受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 支援給付の開始された日又は支援給付を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うこと。

ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として生活保護法の基準別表第1第3章の2の(1)の基準額の全額を計上すること。

(5) 被服費

ア 被支援者が次のいずれかに該当する場合であって、第6の総論前段に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

区分	金額
再生によることができる場合	1組につき12,000円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき17,300円以内

(イ) 支援給付開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者一人当たり12,800円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合

世帯人員別	金額	
	夏期(4月から9月まで)	冬期(10月から3月まで)
2人まで	18,100円以内	32,500円以内
4人まで	34,200円以内	55,000円以内
5人	44,100円以内	69,600円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,600円以内	9,600円以内